

改正公益通報者保護法の概要

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士

有賀隆之



Q 改正公益通報者保護法が、今年6月までに施行されると聞きました。改正のポイントをお教えください。



1. 改正の概要

A 公益通報者保護法(以下、改正前の法は旧法、改正後の法は新法)は、公益通報したことを理由とする不利益処分から公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の遵守を図り、国民生活の安定および社会経済の健全な発展に資することを目的に、平成18年4月1日に施行されました。旧法施行後、公益通報を契機として多くの企業不祥事が明らかにされた一方、公益通報が活用されず長期間にわたって不正行為が行われたため大きな問題に発展した不祥事も発生するなど、期待された役割

が十分に果たされていないという問題点が指摘されてきました。そこで、旧法の実効性を高めるため法改正が行われ、今年6月までに新法が施行されることになりました。

改正のポイントは、大きく分けて、①公益通報者の範囲や保護対象となる通報対象事実の範囲の拡大、②マスコミ等の外

部への公益通報に対する保護要件の緩和や公益通報を理由とする損害賠償の免責規定を創設する等した「公益通報者保護の拡充」、③事業者等に対し公益通報に適切に対応する体制を整備する義務を課す等した「事業者等がとるべき措置等の拡充」の3点になります。本稿では、これらについて要点を絞って説明します。

2. 公益通報の範囲の拡大

(1) 公益通報の主体の追加

旧法は労働基準法9条の労働者のみを公益通報の主体としていましたが、新法は退職者(ただし、退職後1年以内に限る)および役員(取締役、執行役、理事等)を公益通報の主体に追加しました。

(2) 通報対象事実の範囲の拡大

旧法は直接刑事罰の対象となる行為のみを通報対象事実の範囲としていましたが、新法は行政罰など過料の対象となる行為を通報対象事実を追加しました。なお、新法は新たに罰則を設けたことから、新法の罰則規定に違反する行為も通報対象事実になります。

3. 公益通報者保護の拡充

(1) 外部への公益通報の改正

旧法は、一定の要件を満たした場合において、行政機関に対する公益通報(新法3条2号。以下、2号通報)およびマスコミ等その他の外部機関等に対する

公益通報(同条3号。以下、3号通報)を認めていましたが、新法は2号通報および3号通報が認められる要件を緩和しました。退職者も同様の要件により保護されますが、役員については、会社に対し善管注意義務を負っていることを踏まえ、調査是正措置をとるよう努めた場合に限るなど、要件が加重されています。

(2) 2号通報の要件緩和

旧法は、2号通報が認められる要件として、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとして」と信ずるに足りる相当の理由がある場合」に該当することが必要とされていましたが、新法では「通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとして」と思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面(中略)を提出する場合」に要件を緩和しました(傍線は筆者)。以下の通りです。

①公益通報者の氏名または名称および住所または居所
 ②当該通報対象事実の内容
 ③当該通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると思料する理由
 ④当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

(3) 3号通報の要件緩和
 旧法は3号通報が認められる要件として、2号通報の要件に加えて、新法3号が定める「一定の事情」のいずれかに該当する場合、その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生またはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（マスコミ等）に対する公益通報を認めていました。これに対し新法は、「一定の事情」を以下の通り改正することで要件を緩和しています（①、②、③、④は基本的に旧法と同様であり、⑤と⑥が追加・修正されました）。

①労務提供先の事業者等に対する公益通報（以下、1号通報）や2号通報をすれば、

解雇その他の不利益な取り扱いを受けると思料するに足りる相当の理由がある場合
 ②1号通報をすれば、当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、または変造されるおそれがあると思料するに足りる相当の理由がある場合
 ③1号通報をすれば、通報先が当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと思料するに足りる相当の理由がある場合
 ④労務提供先の事業者等から1号通報や2号通報をしないことを正当な理由がなく要求された場合
 ⑤書面により1号通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、事業者等から調査を行う旨の通知がない場合または事業者等が正当な理由がなく調査を行わない場合
 ⑥個人の生命もしくは身体に対する危害または個人（事

業を行う場合におけるものを除く）の財産に対する損害（回復することができない損害または著しく多数の個人における多額の損害であつて、通報対象事実を直接の原因とするものに限る）が発生し、または発生する急迫した危険があると思料するに足りる相当の理由がある場合

(4) 損害賠償の免責
 旧法には公益通報に伴う損害賠償の免責規定がなく、公益通報者の保護に疑義があつたことから、新法は、公益通報により事業者等に生じた損害について、公益通報者に対して賠償請求することができない旨の規定を追加しました（新法7条）。

4. 事業者等がとるべき措置等の拡充
 旧法は公益通報者に対する是正結果等に関する通知の努力義務を規定するのみでしたが、新法では、①公益通報対応業務従事者を定めること、②公益通報に対する体制整備等の措置をとることが法的義務として課され

ることとなりました（新法11条1項、2項）。なお、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については、努力義務とされています（同条3項）。

(1) 公益通報対応業務従事者を定める義務
 公益通報を受け、当該通報対象事実を調査し、その是正に必要な措置をとる業務に従事する公益通報対応業務従事者を定めなければなりません。公益通報対応業務従事者には、公益通報対応業務に関して知り得た事項であつて公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないとする義務が罰則付きで課されています（新法12条、21条）。

(2) 体制整備等の措置をとる義務
 事業者は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければなりません。事業者がとるべき措置については、消費者庁から指針「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）」が示されていますので、これを参考に体制整備等を行う必要があります。

